

しるべ通信

第11号(2016年夏号)

しるべ総合法律事務所 平成28年8月1日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

前号(2016年新年号)の発行からかなり日が経ってしまいましたが、2016年夏号をお届けいたします。梅雨が空けたものの、名古屋地方はなおはっきりしない天気が続いており、素直に夏を迎えた気持ちにはなれないのが残念です。

ともかく、夏といえば長期休暇を取って旅行の計画を練っておられる方も多いことと思います。このごろ少し気になるのが、ホテルなどの宿泊施設が予約しづらくなっているうえ、宿泊料金が高くなっていることです。海外からの観光客が増加してホテル不足の状態はなおも続いているそうです。政府は民間居宅や居室でも宿泊施設として提供できる「民泊」の活用を奨励して、近々安全な民泊に関する法律を制定する予定とのことです。ただ心配なのは、民泊が活用されても直ちにホテルに空きができるということではなく、そのために料金も安くはならないのではないかという点です。民泊では様々な形態の居室が宿泊客に提供される結果、宿泊客が予想するような客室と異なることによる種々のトラブルが予想されますから、安全なホテルの需要は容易には減りそうにないと思われるからです。観光立国を目指す日本は早急に優良な宿泊施設の整備を実現する必要があることは間違いのないと思います。(弁護士・相羽洋一)



(北海道共和町の神仙沼湿原 撮影：相羽康宏〔2015.8〕)

法窓漫筆

珍名奇名譚

弁護士 宮 本 増

人には他の人との識別のためにそれぞれ名前が付けられている。もっとも識別のためだけならば番号や符号でもよいのであるが、名付け親は多くの場合、名付けられる子の将来に夢を託して何らかの意味合いを持つた名をつけることになる。勿論そんな難しいことを考えずに、単純明快に一郎、二郎、三郎とする名付けもあったし、遡った時代には女の子にトラ、クマ、タカと動物名がごく普通に名付けられていたようなこともあった。池波正太郎の江戸町人の世界である。

この名前を付けるのは普通は親である。昔は親が祖父母や身近な偉い人に頼んでということもあったようだが、最近はそんな話は聞かない。要するに親の考え一つということであり、法的に言えば子に名前を付けるのは親の権利であり義務である。ところが、近時この権利が少々暴走してなんとも難解なあるいは珍奇な名前がはやりだした。いわゆるキラキラネームである。当該親御さんはゲームでも楽しむ気分で名前を拵えているのではないかとさえいぶかりたくなるのである。以下はその例であるが、曰く来夢音（らむね）、熊羽（ぷう）、愛叶（えれな）、愛音（メロディ）etc. で、いずれも学校の先生が読めず覚えられず苦労したとのことである。私から言わせれば名付け親にいろいろ尋ねてみたい位であるが、親の権利だと言われればそれまでである。実はこのような難解珍奇な名前付けには先達があり、それが明治の文豪森鷗外であると聞けばいささか驚くのである。長女茉莉（まり）、長男於菟（おと）、次女杏奴（あんぬ）、次男類（るい）、三男不律（ふりつ）であるが、鷗外によれば、鷗外は本名の林太郎（りんたろう）が留学先のドイツでは正確に発音されないことから、子供は日本でもヨーロッパでも同音で発音できる名前にしたとのことである。成程それは国際人らしい理由付けであると理解できる。森鷗外のような文豪には許されるが一般庶民には不可というわけでは決していないのであるが、実はこれらキラキラネームで苦労迷惑するのは当の名付けられた子でないかというのが私の懸念である。社会に出ると名前を尋ねられ、その漢字を聞かれるのは日常茶飯事である。直接対面して聞かれることもあるし電話のこともある。書類に署名とかなふりを求められることも少なくない。名前負けとか名は体を表すという言葉もある。そんなときキラキラ輝いてばかりで他人に読めないし、本人のイメージにも合わないようでは社会生活上の支障になることが少なくないということである。流行や世相が変わってくると、周囲から珍奇な目で見られているように感じることもあろう。いやな思いをするのは名付けられた子本人である。

戸籍法と家事審判手続法よれば、正当な理由があれば家庭裁判所の許可を得て改名することができる。キラキラネームがはやりだした以前から家庭裁判所へはかなりの改名許可申し立てがなされていたから、親の思い子に通じずというのは今に始まったわけではないようである。キラキラネームの子らが長じた時には更に一層このような申し立てが出てくるのではないかというのが私の予想であるが、あたらないければ幸いである。もっとも、他人の子の名前の行く末を心配するなど余計なお世話であると言われてしまうのかもしれない。珍名奇名で特に難読なものは子にとってはなほだ迷惑であるというのが、僅かではあるが家庭裁判所で名の変更審判に関与したことのある私の持論である。なお念のため一言すれば、家庭裁判所へ行けばすべて許可されるというものでもないし、親の付けた名前が気に入らないなどというだけでは正当理由にあたらないこと当然である。

フリーサイトの画像利用にはご注意！

第69期司法修習生 市川和輝

弁護修習もだんだん慣れてきたある日、指導担当の相羽弁護士から著作権に関する裁判例（東京地裁平成27年4月15日判決。最高裁ホームページ参照）を示されました。画像の無料使用を認めるフリー画像のサイトから入手して自分のホームページに転載した場合でも画像の著作権を侵害する可能性があるという内容で、皆様には十分注意をしていただきたいと思います。

1 インターネット上の画像

インターネット上の写真やイラストなどの画像を、自分のホームページ、チラシ、パンフレットなどに利用したことのある方も多いと思います。ここでまず注意を要することは、これらの画像は原則的に著作物であってその著作権者があるということです。著作権者は、その画像を複製する権利やインターネットなどで公に送信する権利（公衆送信権といいます。）を専有（独占的に持つこと）していますから、第三者がその画像を利用するためには著作権者から利用の許諾を得なければなりません。ただし、自己や家族が利用する目的で複製する場合など著作権者の許諾なく利用できるとごく狭い例外もありますが、これらの例外に当たらない場合に著作権者に無断で画像をダウンロードして保存するとその複製権の侵害となり、これをパンフレットに掲載するとさらに複製権の侵害、ホームページに掲載すると公衆送信権の侵害となります。

2 インターネットのフリー画像サイト

ところで、インターネット上では画像を集めたサイトで、画像の利用に対価を求めるもののほかそのサイトの画像は第三者が自由に利用できると謳っているもの（フリー画像サイトと呼ばれます。）があります。前者はほとんど問題がありません。しかし、後者については、そのサイトの運用管理者が掲載画像の著作権者やその利用を許諾する権利を持っている場合は掲載画像の利用を許諾しているわけですからこれをダウンロードして自由に利用しても問題になりませんが、他人が著作権を有する画像を勝手に掲載して自由に利用しても構わないとしている場合もあって、そのような画像を利用すると著作権者から複製権の侵害だと言われる危険があります。フリー画像のサイトに掲載された画像であっても、真正な著作権者又は利用許諾権者から著作物利用の承諾を得ていないからです。フリー画像サイトから画像をダウンロードする際は安全に利用することができるかどうかを十分に調査するよう注意して下さい。

3 東京地裁の判決の要点

冒頭の東京地裁の判決の事案は、有料の画像サイトを運営する会社とそこに画像を提供していた画像の著作権者である原告らが、被告会社が自社のホームページに原告のサイトの有料写真6枚を原告に無断で掲載したため、複製権侵害と公衆送信権の侵害に基づき損害賠償の請求をしたものです。被告はこれらの写真を従業員がフリー画像サイトからダウンロードしたもので、原告らの権利の存在を知らなかったし、それについて過失もないと主張しました。しかし、判決は「本件写真をフリーサイトから入手したものとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは、著作権等を侵害する可能性がある以上当然である」として被告の主張を認めず、被告に対して原告の請求の一部30万円弱の支払を命じました。判決では著作者人格権の侵害も認めています。これについては別の機会に譲りたいと思います。

相続問答あれこれ (9)

遺産の分割というのはどのようにするか(1)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 これまで相続についていろいろ説明をしていただきましたが、実際に遺産を分けるにはどうすればいいのですか。

A 相続人全員で、具体的な分割の方法について協議をして決めるのが一番です。もし相続人全員の協議が成立しない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停の申し立てをすることができます。調停というのは第三者の立場の調停委員を交えての話し合いですが、そこで協議が成立しなければ家事審判官である裁判官が審理をしたうえ、審判によって分割の方法を強制的に決めます。

Q 2 ところで、遺産分割の協議をするときは、相続した遺産は、必ずそれぞれの法定相続分どおりに分けなければいけないのですか。

A いいえ、協議によって分ける場合は、法律で決められた相続分には必ずしも縛られるわけではなく、相続人全員が同意するのであれば自由に分けることができます。たとえば、被相続人の妻と子2人が相続人の場合、法定相続分は妻が2分の1、子はそれぞれ4分の1ですが、相続人3人の合意によって、妻が5分の3、子の1人が4分の1、もう1人が20分の3という割合にすることもできるのです。

また、異なる種類の遺産について、誰が何を相続するかも協議によって自由に決めることができます。例えば、自宅とその敷地のほか預金の3分の2を妻が、子の1人が有価証券と美術品、他の子が預金の3分の1などとすることができます。

Q 3 その場合、住宅ローンが残っているときは、自宅を取得する妻が全部承継することにしてもいいのでしょうか。

A それは、少し問題があります。金銭債務など量的に分割できる債務については、相続開始と同時に法定相続分に応じて各相続人が相続するというのが古くからの裁判例であり、相続人の合意だけで誰か1人が引受けたりその割合を変更したりしても、債権者に対してはその効力が及びません。ただし、住宅ローンのような場合には、相続人は貸主との交渉による合意によって、自宅を相続するなどのローンを引き継ぐ相続人を決めることが一般的です。一般的に言えば、金銭債務について債権者との合意ができない場合には、債権者から各相続人に対して法定相続分に応じた請求をされれば、各相続人はこれを返済しなければならないことになります。

Q 4 確かに、そうでなければ、もし相続人の合意で債務を資力のない相続人に押し付けてしまえば債権者は支払を受けることができなくなりますから、債権者としては困ってしまいますよね。債権者としては、相続人全員が債務を法定相続分に応じて分散して負担してくれる方が回収の可能性が高くなるので安心できるというわけでしょう。

ところで遺産が、被相続人がそれまで住んでいた土地・家屋だけで他になく、分けようがない場合のようなときはどうしたらいいのでしょうか。

A まず、相続人全員でその土地家屋を共同で相続し、これを売ってそのお金を分けるという方法が考えられます。けれども土地家屋を誰かが相続したいという場合には適切ではありません。その場合には、代償分割という方法が考えられます。代償分割というのは、相続人の1人がその土地家屋を全部相続する代わりに、他の相続人にはその相当額の代償金を支払うという分割方法のことです。この場合の代償金額は、相続人間の合意がある限り法定相続分と異なる割合になっても構いません。加えて、その土地家屋を相続人自身が利用する限り、税務上も有利になることも考えられますから便利な方法といえますね。

Q 5 それなら手続的にも簡単ですね。

それから、分割協議の中で、相続人の誰かが自分は財産は要らないから、形見分け程度でよいと言ったらそれも有効ですか。

A はい、その相続人は事実上相続放棄をしたのと変わりませんが、本人が本当にそう思うのであれば、それも有効です。遺産は要らないという相続人に無理に相続させる必要はありませんから。

Q 6 分割協議ができれば、それはやはり書面にして残すことが必要でしょうか。

A もちろん必要です。必ずしも法律上の要件にはなっていませんが、後日の争いを避けるためにも当然書面にして残すべきです。それに、たとえば不動産の登記をしたり、協議どおりの割合の預金の払い戻しを受けたりするためにも必ず必要になります。それも全員が実印を押して印鑑証明書を添える必要があります。実印押捺と印鑑証明書というのは、記名押印が本人の意思に基づくことを証明する手段として一般的に認められているものです。このように、後々の手続にも必要になりますので、分割協議書はやはり手落ちのないよう、弁護士などの専門家に相談して作成されることがよいでしょう。

Q 7 共同相続人の1人が行方不明になっていて、分割協議ができないときはどうしたらよいのでしょうか。

A そのようなことは稀にあることです。共同相続人の所在不明のために遺産分割協議ができないと困りますので、これに備えた制度が用意されています。民法25条に「従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人〔中略〕を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。」と定められています。その必要な処分とは一般的に財産の管理人を選任することと考えていいでしょう。他の相続人が家庭裁判所に財産管理人の選任を申し立てればよいわけです。こうして選ばれた財産管理人は、本来は不在者の財産の管理行為のみを為す権限しかありませんが、家庭裁判所の許可を得れば、処分行為となる遺産分割協議に、不在者に代わって加わることができます。この方法をとることが最もよいとおもいます。

Q 8 よく分かりました。

A 遺産分割については、ほかにもいろいろ問題点がありますので今日はこれぐらいにして、又次回にお話ししましょう。

◎ はい。どうもありがとうございました。

刑の一部執行猶予制度の施行に寄せて

弁護士 谷 口 優

1. 刑の一部執行猶予制度と全部執行猶予制度

刑の一部執行猶予制度は、平成25年に刑法27条の一部の改正および薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律により新たに設けられ、本年6月から施行されています。

刑の一部の執行猶予というのは、判決で3年以下の短期の懲役刑や禁錮(きんこ)刑に処する場合に、まず刑期の一定期間を受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する制度です。たとえば「被告人を懲役3年に処する。その刑の一部である懲役6か月の執行を4年間猶予する。」と宣告されると、まず刑期の3年から猶予された刑期6か月を控除した2年6か月間刑務所で懲役刑を受けることになります。その後釈放されて、出所後猶予された2年間を無事経過すれば、残刑の6か月は刑務所に行く必要はないというものです(刑法27条の2、27条の7。以下刑法については条数のみで記します。)。これまでの刑の執行猶予(今後も存続します。)は、刑の全部を一定期間猶予するもので、猶予期間中に別の罪で実刑に処せられることによって猶予が取消されない限り、刑務所へ行かなくてもよいのですが、一部の執行猶予の制度では、猶予されない期間について必ず刑務所へ行くことになります。この点が大きな違いです。

刑の一部の執行猶予制度の適用を受けられる者は、(ア)前に禁錮以上の刑に処せられていないか、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者又は(イ)前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者です。そして、これらの者に対して3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当であると認められるときに、1年以上5年以下の期間その一部の執行を猶予できるとされています(27条の2)。必要があれば執行猶予の期間中保護観察に付されることもあります(27条の3)。

なお、規制薬物や毒劇物の自己使用・単純所持などの薬物事件の場合は、上記(ア)(イ)の者以外でも刑の一部執行猶予ができるとされています。但し、その猶予期間中には必ず保護観察を付けることになります(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律参照)。なお、以下では薬物事犯以外の一般の受刑者についてお話しをします。

2. この制度の狙い

この制度は、一度実刑判決を受けて懲役刑等を受け終わった者のうち再度犯罪をして刑務所に入る者が多数に及ぶことから、刑を受けた者に対しその後の更正保護の施策を講じることにより再犯を予防しようという配慮に基づくものとされています。刑期の後方の一定期間の執行を猶予して、その猶予の期間中に再犯等があれば猶予が取消されて受刑しなければならないという心理的負担のもとで、再犯に陥らないような生活を確立させるように図るものです。これまでは刑期の終わる少し前に仮釈放が認められる場合があり、当初の刑期が終わるまで保護観察に付するという制度のみがありましたが、仮釈放が認められる受刑者は多くなく、またそれ

ば認められても仮釈放期間がほとんど数か月の短いもので保護観察の効果も不十分でした。新制度では執行猶予期間を1～5年と長めにして、その間保護観察も付けられるようにすることによって、裁判手続と更正保護行政の強力によって再犯を防止しようというのです。

3. 本制度の問題点

(1) 従来全部執行猶予になった者も一部実刑に服することにならないか

刑の一部執行猶予制度の導入に関する法制審議会の答申では、一部執行猶予の対象となる者について、およそ刑期全部の実刑とすべき場合とおよそ刑期全部の執行猶予とすべき場合の中間の領域にある初入者（初めて刑務所に行く者）としています。このことは、従来なら刑の全部執行猶予とされた者でも今後は刑の一部執行猶予とされて、まず刑務所に行かなければならない可能性があることを示しています。

懲役刑などの執行猶予が認められるのは、短期間であれ一旦刑務所に収容されると、社会と隔絶される結果社会復帰が難しくなるので、それを回避するためできるだけ刑務所には収容しないようにするためです。受刑者として刑務所に行くことにより、受刑中も受刑後も本人や家族が様々の社会的な不利益を被ることは容易に想像がつくことと思います。犯罪者とはいえ悪質でなく短期の刑に処すべき者に対してはできることならその執行を猶予して実刑にしないことが望まれるわけです。

ところが、裁判所において、刑の一部執行猶予制度があることにより、全部の執行猶予の可能性についてその可能性を十分に検討することなく、安易に刑の一部執行猶予を宣告して、相当期間の懲役刑を受けさせるとすれば、被告人には余りに不利益な取り扱いとなってしまいます。裁判所に対してより慎重な判断を期待したいと思います。

(2) 受刑後の監視される期間の長期化

今後も先に述べた仮釈放の制度が存続します。仮釈放では釈放後保護観察に付されますが、それは比較的短い残りの刑期の間に限られます。刑の一部執行猶予では、刑期の相当期間を受刑した後、1～5年間の執行猶予期間があります。実務の現状と対象者の確実な更正を期待する刑の一部猶予制度の趣旨からすると、一般に猶予期間は3年間以上となりその間保護観察が付くことになるでしょう。両者の比較だけでも対象者の受刑後の監視される期間が長くなることは明白です。もちろん、その間行政による対象者の更正のための支援があり、また保護観察の仮解除の制度があるとしても、対象者の精神的負担は相当大きいと思われます。この制度における執行猶予期間中の対象者に対する行政の対応は十分に慎重であることが望まれます。

4. むすび

刑の一部執行猶予の制度は、いくつかの問題をはらみながらもスタートしています。初めて実刑判決を受けて刑務所に入る初入者の社会復帰と再犯の防止という確固たる更正を図るために、その有用性は認められますが、その運用を誤れば対象者に過度の負担を強いる可能性があります。繰返しになりますが、適切な運用による多数の初入者の更正と犯罪の減少の成果の実現を期待して、具体的な事件においてその適用を判断する裁判所と、執行猶予期間中の行政の対応に、一層の慎重さを望みたいと思います。

同一労働同一賃金について

弁護士 渡 邊 真 也

1 注目すべき判決

平成28年5月13日、東京地方裁判所にて興味深い判決が下されました。トラック運転手が、定年後再雇用されて従前と同一の業務に就いていた場合に、定年前の給与を3割減らすことは不合理で労働契約法20条に反するというものです。被告会社の賃金体系など事案の特殊性もあると思われるためこの判決の内容を直ちに一般化できないでしょうが、安倍総理が今年1月の施政方針演説で「同一労働同一賃金の実現に踏み込む」との発言をしたところでしたので、タイミング的にも大きなインパクトがあったことは間違いありません。

今回の事案は平成25年4月施行の改正高年齢者雇用安定法にも絡むもので、改正法施行により本人が希望すれば65歳までは雇用を拒否できないことになりました。改正法施行にあたり厚生労働省がQ&Aを出していますが、そこには再雇用後の賃金は当事者間の合意に基づき決定することが前提とされており、減額が不合理になる場合など一切触れられていません。しかし、今回の判決では同一労働であれば定年後の賃金を3割減らすことは不合理な取り扱いであると明確に示しました。この判決は従来の日本の雇用慣行、賃金慣行を大きく変える可能性があると思われます。

2 日本の賃金体系

もともと、日本の賃金体系は職能給といって労働者の職務能力に応じて賃金額を決める慣行を採用しています。終身雇用・年功序列という言葉から、日本の賃金体系が能力を基準に決められていることに違和感を持たれるかもしれませんが、むしろ日本の、特に大企業では新卒一括採用、終身雇用を前提とするからこそ、職能給制をとっているといえます。日本の企業では、新卒を一括採用した後、社内で新人教育を施し、一定期間ごとに職種横断的に配置転換していくことで、ゼネラリストとなりうる人材を育てていきます。そして、育成過程のなかで各従業員の能力を見極めて処遇に反映させていきます。一般的には職能資格制度といわれるものが職能給制をシステム化したものといえます。

職能給制（職能資格制度）では、いったん上がった能力は下がることはないといわれていますので、基本的には給与も下がることはありません（下がる場合は資格ではなく役職が下がるという場合が殆どです）。ですから、定年までまじめに勤め上げれば、それなりの賃金を得られることになります。反対に途中で転職して会社を離れば、社外ではそれまで培った能力が必ずしも評価されるとは限りませんので、一般的には給与は下がってしまうことになります。

このように、基本的には会社が従業員を教育し、能力を開発していくことが前提となる日本の企業では、随時採用され雇用期間にも制限がある非正規労働者に比べて正規労働者は職業能力を高く評価されることで、同じ仕事内容でも賃金に差が出るということが当然の前提になっていました（もちろん賃金は全て能力だけで決められるものではありません）。

日本と比較して欧米では転職が常態であるため、社員の育成や能力評価という観点からではなく、客観的に判断可能な「職務」ごとに賃金を決めることが主流となっています（職務給）。

具体的にはジョブ・グレイドといって、類似の価値を持つと判断された職務が各グレイドに括られてグレイドごとに賃金が決められます（もっとも、各グレイドのなかでも経験や能力に応じて賃金には多少の幅を持たせているのが一般的です）。

同一労働同一賃金は欧米のジョブ・グレイドの考え方に近いもので、これを制度化することは職能給から職務給への転換を促すことになる可能性があります。

3 職務給制度の問題点

職能給にも職務給にも一長一短がありますが、我々日本人が長年慣れ親しんできた職能給から職務給への変更を促すことは長期的には労働者にとって必ずしもメリットがあるとはいえないように思います。

同一労働同一賃金が推し進められることで、当然ながら使用者にも対応が求められることになります。今回の判決の事案でいえば、使用者側の今後の対応としては主に①定年後の担当職務を変えること、②定年前の賃金を抑えること、になると思われます。2つのうち①の方が取り組み易いのですが、代替職務を用意できるのは大企業などある程度の規模の会社に限られます。中小企業では他部署に余剰人員を入れることなど難しいでしょうし、そもそも他の仕事がない中小企業も多いと思われます。今回の事案のような運送会社ではドライバーを配車係などに変えることにも限界があるでしょうし、時短や担当ルートを変えることも必ずしも容易とはいえません。

となれば、結局のところ対策としては②の定年までの賃金上昇を抑えることで対応する会社が、特に中小企業では大多数であろうと思われます。

したがって、同一労働同一賃金が推し進められると、転換期となる現在の40代、50代の労働者にとってはこれから昇給することを期待していたにも関わらず、思いのほか賃金が上がらないという事態が発生する可能性もあります。

また、同一労働同一賃金が推し進められると、終身雇用制度も変化してくることも考えられます。終身雇用は職能給制度と密接な関係にあります。先にも説明したとおり企業は長期雇用を前提に人員を育成することが前提としてあるからです。同一労働同一賃金となれば、会社としてはわざわざコストをかけて人材を育成するのではなく、即戦力として外部から人材を調達することになるかもしれません。そして、労働者も職種を限定して雇用されるケースが増えるため、その仕事がなくなってしまうと会社を解雇されてしまうリスクも高まります。そうでないとしても、派遣を活用するなど不要となれば直ぐにカットできる人材が増えてしまうということも考えられます。非正規労働者の増大、正規労働者との格差拡大を問題視する風潮がありますが、同一労働同一賃金を推し進めることで却って非正規労働者を増やす結果につながる恐れもあります。

このように、同一労働同一賃金の実現は賃金制度だけでなく、働き方全般の変更を迫られる可能性もある、非常に影響力の大きい考え方であり、少なくとも正規労働者にとって必ずしもメリットがあるとはいえないのではないのでしょうか。

何が理想的な働き方かは個々の労働者ごと置かれている立場ごとに異なるのは当然ですが、目の前にある利益のみに拘るのではなく、その先にある影響・社会全体の利益にも目を向けて考える必要があるように思われます。

もう10年？ まだ10年？

弁護士 成 瀬 玲

1 司法修習生

今、当事務所に司法修習生の市川和輝君がきています。ご存じの方も多いと思いますが、修習生は、弁護士や裁判官・検察官になるために、まず司法試験に合格し、さらに最高裁判所の司法研修所に所属して、1年間にわたる司法修習を受けている者です。裁判官や弁護士等になるには司法修習を修了する必要がある、そのためには「2回試験」と呼ばれる試験に合格しなければなりません。

現在の司法修習は、1年のうちの約9か月間を、実務修習として全国の裁判所に配属され、裁判所、検察庁、法律事務所で裁判官、検察官、弁護士（法曹三者と呼んでいます。）と行動を共にして、それぞれの法律事務を体験しながら指導を受けます。裁判所では民事、刑事の裁判の法廷や各種の手続を傍聴したり（家事や少年事件についても調停や審判などの傍聴もあります。）、判決案の一部を起案して指導を受けたりしますし（添削された起案の一部が実際の判決に使用されることもあります。）、検察庁では被疑者の取調べをしたり、起訴状や不起訴の裁定書を起案して指導を受けたり、法廷の傍聴をしたりなどします。弁護修習では、依頼者の打合せを傍聴したり、訴状その他の裁判手続上の書面を起案したり、裁判や調停などの傍聴をしたり、警察署や拘置所に刑事被疑者・被告人の弁護士接見に立会ったりします。法曹三者それぞれの事務を体験しながら、その指導を受けるのです。当事務所には毎年修習生がきておりますから、私ども弁護士との相談の際とか、法廷で修習生にお会いになった方も多いと思います。

私もかつては修習生でしたが、実務修習では福島地方裁判所に配属されました。当時は修習期間が1年6か月と現在より長く、実務修習も1年間に亘っており、その間福島市で生活をしたわけですが、当時は給与も支給されましたから初めての土地での1年間の生活は新鮮で快適なものでした。修習生仲間とは、夏には浜通りまで海水浴に出かけ、冬には会津若松のスキー場に毎週のようにスキーに出かけました。もちろん、夜には時々郷土料理に舌鼓をうちながら地酒などを味わいました。本当にいい思い出です。もちろん修習に手を抜くことはなく、いろいろな施設の見学にも参加しました。まだ東日本大震災前で稼働中であった福島原子力発電所も、修習の一環としてその見学に行くことができました。「原発がいかに安全か」という展示がなされており、「そういうものか」とその時は納得しましたが、数年後にあのような事故が発生した訳ですから、結果的には「安全」の評価がいい加減なものだったということでしょう。

2 もう10年？ まだ10年？

修習生は、昭和22年度を第1期とされ以後年度毎に期の番号が割り振られています。事務所に来ている市川修習生は第69期生ですが、私は第59期生ですから10年の差があることに気がついて時の流れに少々驚きを禁じ得ませんでした。実際に私が修習を終えて弁護士に登録したのが平成18年10月でしたから、この10月で私の弁護士業務も満10年になります。その間、様々な方にお会いし、いろいろな事件、事案を担当させて頂きました。10年近く前

の事件もつい最近のことにように覚えているものもあり、早いものでもう10年も経ったのかと思うと同時に、まだまだ法律家として修行が足りないと思うところもあって、まだ10年しか経っていないのか、これからもしっかりと自戒するこの頃です。

10年一昔といいますが、この10年間は弁護士を取り巻く状況が激変した感があります。第一に全国の弁護士数が平成18年には22,021名であったものが平成28年には37,760名と何と71.5%も増加したのです。愛知県弁護士会でも平成28年4月1日現在の弁護士数は1,860名に上っています。同じ弁護士会の弁護士でも顔や名前を知らない人が沢山いる状態になってしまいました。そのためか、訴訟などでも弁護士間で無用の対立激化のようなことも起きており、穏当な紛争解決がしづらくなったという声もよく聞かれます。

次には、平成21年5月から裁判員裁判が始まったことです。弁護士は法廷で弁護人として一般市民の裁判員に対して分かり易い意見を表明しつつ裁判員を説得する必要が生じました。最近でこそ裁判員裁判の件数（全国で年間平均約1550件です。）が増えた結果、弁護人としてのノウハウも蓄積されて弁護士間に公開されるようになりましたが、当初は手探り状態で頑張ったものです。私どもは新しい制度に対応できるよう研鑽を重ねたいと思います。

3 法律家としてのこれから

ところで、先日の参議院議員の選挙の結果、自民党を始めとした「改憲勢力」が国会の3分の2を占めることとなり、憲法改正の発議をするのに必要な議席数を確保するに至りました。

ただ、振り返ってみると、今から僅か10年前には、憲法改正に向けた具体的な議論や動きはなかったのではないのでしょうか。以前のしるべ通信にも書かせていただきましたが、憲法とは国民の基本的な権利を定め、国民の権利・自由を守るために国家権力が守るべき基準を定めた国家の根本的なルールです。しかしながら、残念なことに、現在の政権には憲法がこのような存在であるとの認識が乏しいと感じざるを得ず、私個人としては、現状に強い危機感を持っています。そして現政権が憲法とは何かを理解しないままに憲法改正を行ってしまえば、日本は本来の意味での憲法を持たない国家になってしまいます。

また、憲法は、国家の根本ルールなので、憲法の改正にあたっては、当然、国民間で十分な議論がなされることが不可欠なことはいまでもありません。国民投票が必要だからといって、国民間の議論が不要ということにはならず、かえってそのために議論が必要だといえましょうし、そもそも国会が憲法改正を発議するには国民の間で改正の機運が相当程度高まっていることが必要だと解されます。わずか10年前には、憲法改正に向けた具体的な議論もなされていなかったのですから、これから憲法改正を行うのであれば、その要否について少なくとも数年間は国民間において活発な議論が行われ、その議論を前提として国民投票が行われなければなりません。時間をかけた緻密な議論を行うことなく国民投票を行ってしまえば、先日、英国で行われたEU離脱の是非を問う国民投票後と同様の混乱を招くおそれも否定できないでしょう。

弁護士法第1条には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定められています。弁護士として業務を開始して、10年が経過しようという今、月並みではありますが、改めてこの使命を肝に銘じ、日々の業務に取り組み、また、憲法改正の議論と行方を注視して行きたいと思います。

愛知県弁護士会のあらまし

弁護士 相 羽 洋 一

1 弁護士登録と単位弁護士会入会

弁護士法では、弁護士となるには、司法修習を修了することによって弁護士の資格を取得し、その後、入会しようとする弁護士会（単位会と呼んでいます。）を経て日本弁護士会（日弁連と略称します。）に登録を申請し、日弁連が審査の上弁護士名簿に登録されなければならないとされています。弁護士名簿に登録されると同時に単位会の入会も認められます。私どもしるべ総合法律事務所の弁護士は全員単位会としての愛知件弁護士会に入会しておりますが、弁護士は弁護士法により必ず単位会に入会しているのです。単位会は府県に1つずつあり、東京都には3つの会が、北海道には4つの会があります。

2 愛知県弁護士会の規模

愛知県弁護士会は現在1,860名の弁護士会員を擁しており、東京の3会、大阪弁護士会に次いで全国5番目の会員数です。そして、愛知県弁護士会は、名古屋地方・家庭裁判所の各支部（一宮・半田・岡崎・豊橋）の管轄区域に応じて、一宮支部（49名）、半田支部（28名）、西三河支部（135名）、東三河支部（78名）の4つの支部を持っています。各支部は、各管轄区域に事務所を持つ弁護士が構成員となり、それぞれに法律相談センターを運営するほか、種々のイベントを開催するなど地域に応じた弁護士会の活動を担当しています。愛知県弁護士会の会館は名古屋市中区三の丸一丁目の名古屋高裁の隣にあり、各支部もそれぞれ地方・家庭裁判所各支部の近くに会館をもっております。

3 愛知県弁護士会の構成

愛知県弁護士会の役員は、会長1名、副会長5名、監事2名です。任期はいずれも1年です。会長は慣例により中部弁護士会連合会（東海北陸6県の弁護士会の連合会）推薦による日弁連副会長を兼務しているため、年間およそ半分は東京の日弁連に詰めますのでその間名古屋を留守にしています。会長は日弁連から副会長の給与を受け、愛知県弁護士会の副会長も同弁護士会から報酬を受けています（副会長は従来は無償でしたが平成25年度から報酬が出ることになりました。）。愛知県弁護士会は単位会として、市民のための法的支援として対外的に種々の活動を行っていますが、そのために多様な委員会、たとえば人権擁護、消費者問題、公害対策・環境保全、法律相談センター運営、広報、刑事弁護、民事弁護などの委員会や、弁護士会の運営に関する各種の委員会を設けていて、副会長はこれらの委員会の意見や活動を弁護士会としての活動に活かすべく調整やサポートなどの事務を担当しています。ちなみに、単位会以外に中部弁護士会連合会及び日弁連にも委員会があり、愛知県弁護士会の会員はそれらの委員会委員にもなって活躍しています。

他方で、会員は、これら委員会の委員を委嘱されて（複数の委員を兼務するのが一般です。）、ボランティアとして弁護士会のために時間と労力を割いています。しるべ総合法律事務所の各弁護士も皆いずれかの委員会の委員として活動しております。弁護士は依頼者のための法律事務を取り扱う本来業務のほかに、弁護士会の委員として弁護士会の種々の活動をとおして市民の皆様のために役立っていることもご理解いただけると幸いです。

麻雀の魅力について

弁護士 横 江 俊 祐

私は20年来の麻雀好きです。麻雀を始めたきっかけは、中学2年生の頃で、同級生に教えてもらいました。中学3年の夏から高校時代にかけては、週3～4回ペースで友人の家に集まって、麻雀漬けの生活を送っていました。ちなみに、この友人は麻雀好きが昂じて大学卒業後は雀荘の店員になりました。高校卒業後は、しばらく麻雀とは縁遠い生活を送っていましたが、仕事を始めてからは同じく麻雀好きだった兄弁（弊事務所に在籍していた木ノ島弁護士）と一緒に、あるいは一人で栄や名駅のフリー雀荘に通っていました。

麻雀の面白さは一言では言い表せませんが、論理的な思考と想像力がバランスよく要求されるという点でしょうか。

皆様ご存知のように、麻雀は、34種類×各4枚の合計136枚の牌を使って、原則4名の対局者で争うゲームです。全136牌のうち、対局者視点で見えるのは、手牌13枚とドラ表示牌1枚と捨て牌のみで、その他多くの牌は目隠しをされている状態です。全体の牌の数と種類が決まっているので、自分の目から見える牌の数と種類という情報から、消去法的確率論的に他の対局者の手牌を絞り込む、また自分の手牌の見通しを確率論的に立てるという思考が可能になります。この過程は純論理的です。

しかし、このような論理的思考だけではうまく行きません。目に見えない情報が多すぎるためです。そのため、論理的思考を下地に、他の対局者が捨てた牌の内容、順序・選び方、他の対局者の気配・雰囲気、点棒状況などの情報をもとに、不確定的ながら想像力で補うという過程が必要になります。そして、ゲームが進むにつれ捨て牌が増えていきますので、徐々に論理的に考察できる範囲が広がり、想像力で補う範囲が狭くなっていきます。しかし、最終局面でも50枚以上の牌が見えないままですので、ゲームの最終盤でも不確定要素が残ります。

いわば一局ごとに解けないパズルを提示されて、ゲームが進むにつれて少しずつヒントが出てくるという流れを辿るわけです。そこに、4者での対人ゲームという心理的駆け引きが加味されます。少なくとも、パズルや推理小説などが好きな人にとっては面白くないはずがありません。

残念ながら、最近は麻雀離れが進んでいるのか、周りに麻雀をする人が少なく、やや物足りない日々を送っています。フリー雀荘での真剣勝負もよいものですが、4人で雑談しながら和気藹々とした雰囲気で卓を囲むというのも麻雀のひとつの醍醐味です。

セット麻雀のメンツが足りないという方は、是非小職までご連絡ください。



易しいマジックアラカルト8

4枚カードのオモテ・ウラ

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 トランプの中から同じ数字のカード4枚、たとえばA 4枚とかK 4枚とかを取り出してテーブルに表向きで並べてください。

2 ①その中からクラブ（♣）のカードを取り上げて左手に表向きでのせてください。

②次にハート（♥）のカードを左手のクラブのカードの上に表向きで重ねてください。

③その上にダイヤ（◇）のカードを左手のハートのカードの上に表向きで重ねてください。

④最後にスペード（♠）のカードを左手のダイヤのカードの上に表向きで重ねてください。

（今4枚のカードは上から表向きでスペード、ダイヤ、ハート、クラブの順です。）

4枚のカードをよく揃えて左手に持ってください。

3 一番上のスペードのカードを取って、裏返して左手のカードの上に重ねてください。

4 上から1枚でも2枚でも何枚でも構いませんから、カードと一緒に取ってそのまま左手のカードの下に回してください。

5 上の2枚のカードと一緒に取ってそれをひっくり返して左手の上に重ねてください。

6 また4のように上から何枚かのカードを取って左手のカードの下に回してください。

7 もう一度5のように上2枚のカードと一緒に取りそれをひっくり返して左手の上に重ねてください。

8 さらに4のように上から何枚かのカードを取って左手のカードの下に回してください。

9 今度はカード全体をひっくり返してください。そしてそれを好きなだけ繰り返してください。元どおりになったか、ひっくり返した状態になったかが分からなくなりました。

10 次に一番上のカード1枚をひっくり返して左手の上に重ねてください。

11 今度は上2枚のカードと一緒に取ってひっくり返して左手の上に重ねてください。

12 さらに上3枚のカードと一緒に取ってひっくり返して左手の上に重ねてください。

13 最後に4枚全部をひっくり返してください。そして4枚のカードを揃えてください。

14 これまで何回かカードを移したりひっくり返したりしましたから4枚のカードのオモテ・ウラがどうなっているか全く分かりません。

15 今からカードの状態を予言しますが、しばらくカードを揃えたままにしておいてください。予言は「4枚のカードのうち1枚だけがオモテかウラになっていて他の3枚と違っています。そしてその違っている1枚のカードはハートです。」

16 どうぞカードを広げてみてください。予言が当たっていますね。

